

「飯田市小中学校いじめ対策指針」の改定について

飯田市教育委員会事務局 学校教育課

1 「飯田市小中学校いじめ対策指針」の改定が必要とされる理由

飯田市教育委員会では、「いじめ防止対策推進法」（平成25年制定・施行）に基づいて、国および県が定めた「いじめ防止等のための基本方針」をふまえ、平成25年9月に「飯田市小中学校いじめ対策指針」を策定しました。そして、この指針に基づいて、各校において「いじめ対策指針」および「いじめ対応マニュアル」を定め、いじめの未然防止、いじめへの指導等を行ってきました。

その後、国の「いじめ防止等のための基本方針」の改定（平成29年3月）、県の「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成30年3月）の改定が行われましたので、それを受けて今回、飯田市教育委員会においても、「飯田市小中学校いじめ対策指針」および「いじめ対応マニュアル」の改定を行います。なお、改定にあたり、いじめの防止へむけての取り組みを推進するねらいを強調する立場から、その名称も国および県の当該文書名にあわせて、「飯田市小中学校いじめ防止等のための基本方針」と改めます。

2 飯田市におけるいじめに関する現状 *文部科学省「問題行動調査」による

| 校種 年度 | 小学校 | | | 中学校 | | |
|----------|------|--------|-------|------|--------|-------|
| | 認知件数 | 解決した件数 | 解消率 | 認知件数 | 解決した件数 | 解消率 |
| H30 | 476 | 430 | 90.3% | 83 | 72 | 86.7% |
| H29 | 413 | 364 | 88.1% | 44 | 33 | 75% |
| H28 | 86 | 81 | 94.2% | 65 | 50 | 76.9% |
| H27 | 19 | 18 | 94.7% | 58 | 35 | 60.3% |
| H26 | 47 | 40 | 85.1% | 186 | 179 | 96.2% |
| H25 | 54 | 40 | 74.1% | 89 | 59 | 66.3% |
| H24 | 97 | 84 | 86.6% | 115 | 85 | 73.9% |
| H23 | 23 | 16 | 69.6% | 46 | 34 | 73.9% |

*文部科学省では、「いじめ認知件数が多いこと」を問題視してはいません。認知件数が多くなることは、むしろ積極的にいじめ対応を行っている証左であるとの認識を示しています。

3 「飯田市小中学校いじめ対策指針」の課題

- (1) いじめが重大な権利侵害（人権侵害）であり、不法行為であることの明示不足。
- (2) 教育委員会が設置する調査・解決機関についての規定がなく、当該機関が未設置。

4 「飯田市小中学校いじめ対策指針」改定のポイント

- (1) 予防的・開発的生徒指導の重要性を強調したこと
 - ・いじめが重大な人権侵害、刑事罰の対象となり得る違法行為であり、民法上の不法行為にもなり得ること等を、学級活動や社会科等の授業で学ぶべきことを規定。
 - ・児童生徒がお互いの考え方や性格、人間性を理解し、多様性を尊重しあえるような取り組みを、学級の日常生活や授業の中で積極的に行うべきことを規定。
 - *「飯田市小中学校いじめ対策指針」の名称も、いじめの未然防止の重要性を強調する立場から、「飯田市小中学校いじめ防止等のための基本方針」と改めた。
- (2) いじめ認知における初期対応、特に「いじめ防止対策推進法」に基づいた迅速かつ組織的な対応の必要性を強調したこと。
 - ・いじめを認知した場合、教職員は他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに校内のいじめ対策・対応のための組織に報告し、学校の組織的な対応につなげるべきことを規定。
- (3) 学校のいじめ対策の取り組みについての関係者による評価を確実に位置づけるとともに、関係者からの提言を各校のいじめ対策に反映すること。
 - ・学校自己評価を通じて、各校のいじめ対策について児童生徒、保護者等からの意見や提言を取り入れるべきことを規定。
- (4) いじめ対策における地域と連携した取り組みを推進すること。
 - ・学校運営協議会の場で、いじめ防止の対策、地域組織がつかんでいる家庭に関する情報等について関係者が情報を共有し、共同歩調で取り組むべきことを規定。
- (5) 重大事態が生じた際の学校、教育委員会、市長、議会の動きを明確化したこと。
 - ・教育委員会が設置する「飯田市いじめ調査・解決委員会」について規定。